

2018 年度 河川技術者教育振興機構

【CPD制度の概要】

2018 年 3 月 1 日



一般財団法人

河川技術者教育振興機構

# 目 次

I	河川技術者教育振興機構 CPD 制度の概要 .....	1
II	CPD 単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法 .....	4
III	資格登録更新申請書に添付する CPD 証明資料 .....	6
IV	様式集 .....	9
	様式 a : 河川技術者資格登録更新申請書 (両面印刷) (Word)	
	様式 b : 換算計算書 (Word)	
	様式 c : CPD 単位取得報告書 (Word)	
	様式 d : 継続学習経歴書 (Word & Excel)	
	様式 e : 業務経歴書 (Word & Excel)	
	様式 f : CPD プログラム認定依頼書 (Word)	
	【別紙】 .....	18

# I 河川技術者教育振興機構CPD制度の概要

## 1. 目的

河川技術者が日ごろから自らの倫理観の涵養や技術の研鑽に努め、高い技術力をもって、河川の整備や維持管理に取り組むことによって、社会に貢献していくことができるよう、河川技術者資格（河川維持管理技術者、河川点検士）の更新にあたって、継続学習の実施状況を確認するために運用するものである。

## 2. 対象

一般財団法人河川技術者教育振興機構（以下「機構」という）の河川技術者資格制度に基づく「河川維持管理技術者」と「河川点検士」の**資格登録更新予定者**を対象とする。

## 3. 特徴

### ① 他機関のCPD制度の活用

当機構としてのCPD体系を整備し、既存のCPD協議会に参加する体制をとることが困難であるため、建設系CPD協議会や測量系CPD協議会等が実施しているCPDプログラムや継続教育の証明制度を資格登録更新の審査に活用するものとする。

資格登録更新予定者は、**原則として、CPD協議会の構成団体**が運営しているCPD制度に登録し、その登録した構成団体が行った継続教育の**証明**により、当機構における資格登録更新時の審査を受けるものとする。

なお、土木学会、建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスが受けられるので、極力これらのサービスを利用するものとする。

### ② 継続教育プログラムの提供

当機構においても自ら講習会等を企画し、河川の維持管理に関する良質なプログラムを提供するとともに、河川技術者資格の有資格者に継続教育の機会を広げるものとする。

また、これらの講習会等は当協会の認定CPDプログラムにするとともに、極力土木学会等のCPDプログラムにも登録することとする。

なお、他の機関が主催する講習会等を、主催者よりの申請により当機構のCPDプログラムとして認定し、当機構のホームページ等を通じて開催情報を提供するものとする。

### ③ 継続教育の証明

①で記したように、他機関のCPD制度を活用して証明することを原則とするが、他機関のCPD制度をどうしても利用できない場合は、申請者本人が当機構の示す基準により継続教育の単位数を計算して申告し、これに基づき当機構における資格登録更新の審査を受けることとする。

## 4. 河川技術者教育振興機構認定CPDプログラム

河川の維持管理技術に関わる講習会などについて、一定の基準に適合していることを当機構が審査し認めたものを「河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラム」として、河川技術者資格の有資格者や河川の維持管理に関心のある技術者に推奨することとする。

また、河川管理者・学協会等の主催者が実施するプログラムを「河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラム」として認定を希望する際は、下記のプログラム内容や認定基準に基づき審査を行い、認定の可否を決定する。なお、認定された場合は、CPD プログラム認定通知書、認定されたプログラム名についてメールにて申請担当者へ送付する。

### ① CPDプログラムの内容

河川の維持管理に関する国や地方公共団体の政策、最新の技術動向、災害の教訓及びこれらに関連する分野の状況・動向に関する内容とする。

### ② 認定基準

#### 1) 主催者

官公庁、学協会、財団・社団法人等、当機構が信頼のおける団体と認定できる組織であること。

#### 2) 認定基準 土木学会 CPD プログラム認定基準に準拠する。

#### (参考) 土木学会 CPD プログラムの認定基準

- ・ 学習の目標や目的、期待する効果が分かること
- ・ 対象とする技術者のレベルが示されていること
- ・ 講義・講演、演習、実習などの教育手段が分かること
- ・ 講習会のフィードバックとして、アンケート調査等を実施し、講習会などを自己評価し、次につなげる仕組みを有していること（努力目標）
- ・ 使用機材・教材としてパワーポイント、映像、テキストなどの使用の有無が分かること
- ・ 会場や定員等が分かること
- ・ 営利目的でないこと
- ・ 組織内のみの講習会等のように受講対象者を限定していないこと

### ③ 申請・認定の手順

- 1) 申請者は別記様式 f に基づき、メールにより当機構事務局に認定の申請を行う。
- 2) 当機構において、プログラム認定担当理事が審査を行い認定の可否を決定する。
- 3) 事務局より、申請者に対し審査結果をメールにて連絡する。
- 4) なお、毎年継続して開催するプログラムは開催の都度申請を必要とする。
- 5) また、「様式 f 4. プログラムの内容」については、別紙に具体的講義内容（演題、講師、講義時間等）が確認できる資料を添付すること。
- 6) 申請先 E-mail : [query@ree.or.jp](mailto:query@ree.or.jp)

#### ④ 申請費用

認定プログラムにかかる申請料は、1プログラムにつき6,480円（消費税込）とし、当機構が主催または共催するものは認定申請料を徴収しないものとする。

また、官公庁が主催するものは認定申請料の減免を受けることができる。

※振込み確認後、認定通知書、認定プログラム名をメールにて送付する。

振込先	みずほ銀行(0001) 町村会館出張所(013) 口座番号(普通)2934215 ザイカセギジユツキヨクイクシヨウキョウ
口座名義	一般財団法人 河川技術者教育振興機構

(注) 資格登録更新手続きの手数料の振込先ではありませんのでご注意ください。

#### ⑤ 認定CPDプログラムの公表

認定CPDプログラムは、当機構のホームページ (<http://www.ree.or.jp>) に掲載する。

### 5. CPD単位数

登録日から登録の更新申請日までの期間に所定のCPD単位数を取得していること。

登録から更新申請までの期間	河川維持管理技術者	河川点検士
3年以上(基本)	150 CPD 単位数以上	60 CPD 単位数以上
1～3年未満	100 CPD 単位数以上	40 CPD 単位数以上
1年 未満	50 CPD 単位数以上	20 CPD 単位数以上

\*登録受付期間：当該試験に合格した日から3年以内。3年を超えた場合は登録をすることはできません。また、登録することで本制度の資格の名称を使用することができます。

### 6. CPD単位数の証明

CPD単位数の証明は、別途定める「Ⅱ CPD単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法」によることとする。

### 7. CPD単位取得期間

CPD単位の取得期間は、資格を登録した日から資格登録更新の申請日までとする。(6/18変更)

### 8. 更新手続きの受付期間

受付期間は、有効期限前年の10月～12月の3ヶ月間以内とする。

[平成27年度資格試験：有効期限(平成31年3月31日又は4月1日)の場合]

平成30年10月～12月の間に申請書類が提出されれば平成31年3月末までに資格登録証を交付する。平成31年1月～3月の期間も更新申請は受け付けるが、資格登録証の交付が4月以降となる場合がある。

### 9. CPD単位数の審査料

個人申告、及び個人申告とCPD協議会の構成団体による証明書を併用する場合、CPD単位数審査料は6,480円（消費税込）とし、資格登録更新申請料5,400円（消費税込）と併せて納付する。なお、CPD協議会の構成団体による証明書(様式b)のみを利用する場合は、審査料は免除するものとする。

## Ⅱ CPD単位数が資格登録更新条件を満たしていることの証明方法

資格登録更新申請者は、CPD 単位数を証明するにあたっては次の 3 つの方法によるものとし、それぞれに必要な書類を資格登録更新申請書に添付し申請を行うものとする。

機構はこれらの書類に基づき、申請者が取得した資格登録更新に必要な CPD 単位数について審査するものとする。

### 1. CPD協議会の構成団体による証明書を利用する場合

証明書の発行団体は、河川維持管理技術者にあつては、建設系 CPD 協議会の構成団体、河川点検士にあつては、建設系 CPD 協議会もしくは測量系 CPD 協議会の構成団体に限るものとする。

申請者は、いずれかの団体の CPD 制度に登録し、登録した構成団体の CPD 単位の証明書を提出することとする。

なお、建設系、測量系、複数の CPD 登録証明書の組み合わせも認めるが、同一プログラムの CPD 単位の二重計上は認めない。

#### (1) 証明されている単位数が各資格で要求する単位数以上となる場合

CPD 協議会構成団体の証明書を資格登録更新申請書に添付すること（様式 b）

#### (2) 証明されている単位数が各資格で要求する単位数未満であるが、証明されている単位数の中に機構認定（主催・共催含む）プログラムの受講があり、または証明されている単位数ではないが機構単独認定 CPD プログラム（以下、機構単独認定プログラムという）の受講がある場合、これらの単位数を換算または加算すると各資格で要求される単位数以上となる場合

換算計算書（様式 b）を資格登録更新申請書に添付することとし、必要な証明書、CPD 記録シート（証明書の証明内容と機構認定プログラムが対照できるもの）と併せて提出するものとする。

#### (3) 上記(1), (2)以外の場合

CPD 単位取得は、上記(1), (2)を基本とするが、 証明書を利用した資格登録申請（単位取得が困難）ができない場合は、次の 2 で示す個人申告での申請も可能とする。

### 2. 個人申告による場合

CPD 単位数は、次の 3 種の合計とし、CPD 単位取得報告書（様式 c）を資格登録更新申請書に添付するとともに、それぞれの種別ごとに証明するものとする。

なお、個人申告による CPD 単位数の証明には審査が必要となります。

#### (1) 土木学会 CPD 制度に準拠した CPD 単位数

継続学習経歴書（様式 d）及びその実施内容を証明する資料（講習会、研修会、講演会のプログラムなど）と参加を証明する資料を CPD 単位取得報告書に添付すること。

なお、講習会・研修会等については、各資格で認める CPD 協議会の構成団体や当機構が認定したプログラムに参加することを基本とするが、これらに加えて、構成団体等の認定プログラムとして認定を求めなかった河川維持管理に関する講習会・研修会等についても土木学会の認定基準を満たすものについては、上限値/年の範囲で取得できることとする。(別紙参照)

## (2) 放送大学の関連科目の取得単位

放送大学が発行する単位習得証明書を CPD 単位取得報告書に添付すること。

なお、放送大学で開講されている関連科目（大学レベルでは「自然と環境コース」、「情報コース」、大学院レベルでは「自然環境科学プログラム」、「情報学プログラム」、「自然科学プログラム」の中から、受講の前に当機構に相談し、関連科目として認められたもの）については、放送大学が発行する単位習得証明書により、その習得単位数の 10 倍に換算した単位数を年 20 単位数まで取得できることとする。

## (3) 河川維持管理に関わる勤務実績による単位

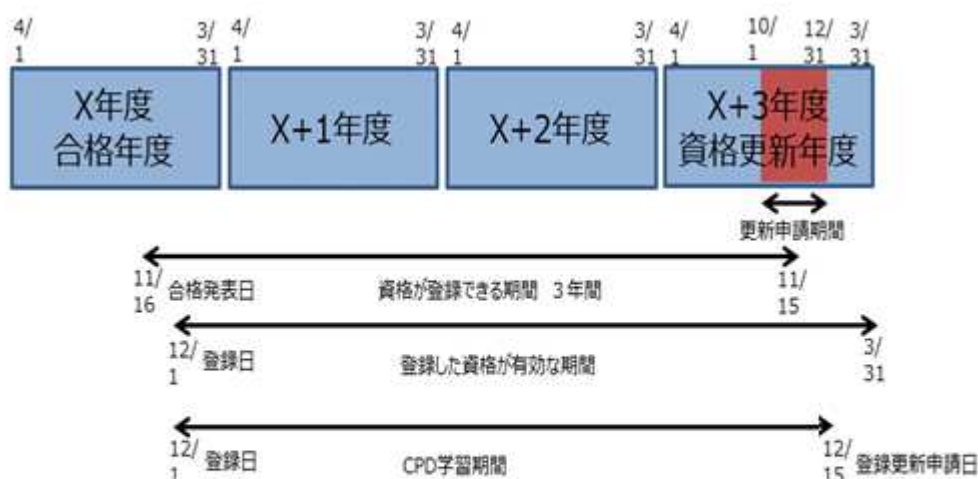
業務経歴書（様式 e）を CPD 単位取得報告書に添付すること。

従事期間月数（複数の業務が重複し実施されている場合は、重複分は除く。また、1 ヶ月未満は切り捨てとする）は、1 ヶ月当たり 4 単位として、年 30 単位数まで取得できることとする。

## 3. CPD協議会の構成団体による証明書と個人申告を併用する場合

証明書で証明する CPD 単位が必要単位に満たない場合は、個人申告と併せて証明することができる。この場合、必要な添付書類は、それぞれの例による。

[例] 登録日：12/1 登録更新申請日：12/15 の場合 (下図 6/18 変更)



CPD協議会構成団体が運営するCPD制度に加入して、CPD単位数の証明を受けることを基本としているため、最初は個人申告により証明を行ったとしても、途中からCPD証明書利用に切り替えていただくこととなります。

### Ⅲ 資格登録更新申請書に添付するCPD証明資料

#### 1. CPD協議会の構成団体による証明書を利用する場合

##### 1-（1）添付書類としてCPD証明書だけで必要十分な場合

CPD 証明書に証明されている単位数が河川維持管理技術者にあつては 150 単位数以上、河川点検士にあつては 60 単位数以上である場合とする（基本※1）。証明書発行機関は河川維持管理技術者にあつては、建設系 CPD 協議会 ※2）の構成団体、河川点検士にあつては、建設系 CPD 協議会）あるいは測量系 CPD 協議会 ※3）の構成団体とする。

※1）更新時に必要な CPD 単位数は登録日から資格の更新申請日までの期間によって異なり、「p.3 5. CPD 単位数」を参照のこと。

##### ※2）建設系CPD協議会構成団体

（公社）空気調和・衛生工学会、（一財）建設業振興基金、（一社）建設コンサルタント協会、（公社）地盤工学会、（一社）森林・自然環境技術者教育会、（一社）全国上下水道コンサルタント協会、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、土質・地質技術者生涯学習協議会（事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）、（公社）土木学会、（一社）日本環境アセスメント協会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本コンクリート工学会、（公社）日本造園学会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会、（一社）全日本建設技術協会

##### ※3）測量系CPD協議会構成団体

（公社）日本測量協会、（公財）日本測量調査技術協会、（一財）日本地図センター、（一財）測量専門教育センター、（一社）地図調製技術協会、日本土地家屋調査士会連合会、（一財）日本建設情報総合センター、（一社）全国測量設計業協会連合会、（一社）日本国土調査測量協会、日本測地学会、（一社）日本写真測量学会、（一社）地理情報システム学会、日本地図学会、（一社）日本リモートセンシング学会、（一社）三重県測量設計業協会、（一社）大阪府測量設計業協会

\* CPD 協議会の構成団体の証明書を利用する場合は、河川以外の CPD 単位（CPD 協議会が認定したプログラム全て）も申請可能とする。

\* 様式 b に登録している CPD 団体名（ex（公社）土木学会等）、対象期間（登録日～更新申請日）、取得単位数等を記載し、CPD 協議会構成団体の証明書（記載単位数の証明）を添付して申請願います。

\* 内容欄の証明書により証明を受けた単位数において複数のプログラムの受講等がある場合は、証明された合計単位を記載し、別途内訳表を作成し添付願います。「証明書に内訳が記載している場合は不要」



## 1-(2) CPD 証明書に換算計算書分を加算する場合

CPD 協議会構成団体の証明書の単位数だけでは、河川維持管理技術者が 150 単位数未満、河川点検士にあつては 60 単位数未満である（基本※1）場合、機構認定プログラムの単位換算を利用することにより河川維持管理技術者が 150 単位数以上、河川点検士にあつては 60 単位数以上になる場合様式 b に加算し必要単位数を確保することとする。

「ex：H30 年度河川維持管理技術講習会を受講（基本、応用）した場合の様式 b 記載の考え方」

- 1, 土木学会 CPD 認定単位「基本プログラム 4.0、応用プログラム 1.7、合計 5.7 単位」
- 2, 当該講習会は、河川教育機構の主催による講習会

内 容	証明された CPD 単位	備 考
CPD 協議会の認定を受けた単位数 (ア)	5.7	土木学会の単位証明書添付
上記の内、河川教育機構の認定（または河川教育機構主催）プログラム単位数 (イ)	22.8	講習会受講証明書添付 5.7×4
小 計	28.5	
河川教育機構単独認定プログラム単位数（CPD 協議会の認定のないもの） (ウ)		機構認定（HP 公表）プログラム受講証明書添付
総 計	28.5	

※ 上記の (ア) (イ) (ウ) は、「Ⅲ 登録の手引き」P.13 を参照

### \* 証明書による単位数 (ア) :

CPD 協議会構成団体の証明された単位数を記載する。複数のプログラムの受講がある場合は合計数を記載し、別途内訳表を添付する。（証明書に内訳が記載している場合は不要）

### \* 内、河川教育機構認定単位数 (イ) :

上記のプログラムが機構認定（主催、共催含む）されている場合は、認定（証明）単位の 4 倍を加算できるものとする。「資格更新時のみ可能」

その場合、CPD 証明書の証明内容と機構認定（主催、共催）プログラムと対照できる CPD 記録シート（これは土木学会の CPD 制度上の用語ですが、CPD 証明書の発行機関により異なる場合はこれに相当するものを用意する）に対象となるプログラムが分かるように「赤のラインマーカーかアンダーライン」で印（しるし）をしたものを添付願います。

ただし、機構が主催して土木学会等の認定を受けたもの（ex. 河川維持管理技術講習会等）については CPD 記録シートは不要です。主催者が機構と土木学会等へ認定を申請したものは、CPD 記録シートが必要となります。（10/16 追記）

### \* 河川教育機構単独認定単位数 (ウ) :

河川の維持管理に関する政策、基準、要領、技術、教訓等についての講習会等、主催者よりの申請により河川教育機構が認定した単位数を加算できるものとする。

また、機構認定プログラム情報については、河川教育機構ホームページ（CPD 協議会構成団体認可も一部含む）で提供しています。なお、ホームページに記載されている単位数は既に 4 倍された単位数となっておりますのでそのままの単位を記載してください。

「参考：様式 b 記載内容」

- 2, 登録している CPD 団体名：CPD 協議会構成団体名を記載（ex（公社）土木学会等）
- 3, 対象期間：登録日～更新申請日を記載（この間の CPD 単位となります）（但し書き 6/18 削除）
- 4, 総 CPD 取得単位数：下表の CPD 単位の総計単位を記載
- 5, CPD 単位数計算表：総 CPD 取得単位数の内容毎の内訳を記載。複数の受講等がある場合は合計値。

## 2. 個人申告による場合

CPD 協議会構成団体の証明書の利用ができない、または証明書だけでは所定の単位数の所得が困難な場合は、**様式 c (単位取得報告書)** 等により**個人申告**が可能です。**様式 c**には取得内容に応じて①土木学会 CPD 制度に準拠した取得単位 (継続学習経歴書 (様式 d))、②放送大学の関連科目の取得単位③河川維持管理に関わる勤務実績 (業務経歴書 (様式 e)) それぞれの取得した単位数 (取得を証明できる関係書類の添付) の合計値を**総 CPD 取得単位数に記載**し個人申告願います。

**継続学習経歴書 (様式 d)** は、土木学会 CPD 制度に準拠した内容 (教育形態、内容、CPD 単位等) を記載し、単位取得を証明する資料 (CPD 協議会構成団体の証明書、準拠した内容 (ex 河川維持管理に関わる講習会等のプログラム (単位数含む) 及び参加証明書等)) を添付すること。

**業務経歴書 (様式 e)** は、業務従事期間、業務内容を記載し業務経歴証明 (代表者印、会社印、職印) を記載すること。

なお、業務内容は受験資格 (「II 受験の手引き」P.2 参照) を踏襲する。

河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる状態把握に関わる実務 (4/27 追加)

河川点検士：河川に関する実務 (4/27 追加)

## 3. CPD協議会の構成団体による証明書と個人申告を併用する場合

CPD 協議会の構成団体による証明書、個人申告のみでは所定の単位数の確保が困難の場合は、両方の併用も可能とする。

前述1-(1), 1-(2), 2 で添付が必要なものを適宜組み合わせて提出するものとする。

なお、CPD 証明書の発行機関や CPD 証明書の証明期間の最終日に関する要件は前記と同様とする。

また、証明書による証明期間と個人申告による証明期間は重複しないこととする。

## IV 様式集

※ 様式は以下のページからダウンロードできます。

<http://www.ree.or.jp/form/>

- 様式 a : 河川技術者資格登録更新申請書（両面印刷）（Word）
- 様式 b : 換算計算書（Word）
- 様式 c : CPD 単位取得報告書（Word）
- 様式 d : 継続学習経歴書（Word & Excel）
- 様式 e : 業務経歴書（Word & Excel）
- 様式 f : CPD プログラム認定依頼書（Word）

# 河川技術者資格登録更新申請書

年 月 日

(様式 a 両面：表面 ※両面印刷)

**河川技術者資格  
登録証用写真**

(横 2.4cm×縦 3.0cm)

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

- ・申請前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・正面、無髭、無背景
- ・上三分身(胸から)
- ・カラーとし鮮明で変色の恐れのないもの
- ・写真の裏に氏名を記入して貼り付ける

申請者	姓	名	生 年 月 日		
	フリガナ		昭・平	年 月 日	
	氏 名	印	性 別	男 ・ 女	
申請する資格種別 (複数の申請も可)		河川維持管理技術者	登録番号		
		河川点検士	登録番号		
自 宅		住 所	〒 ー		
		電話番号	( )		
勤務先		名 称	会社名等		
			部署名		
		住 所	〒 ー		
		電話番号	( )		
業 種 (該当する業種1つを選択) ※複数の場合は、携わっている主な業務を選んでください		1. 国の機関    2. 地方自治体等(都道府県の建設技術センターも含む) 3. 協会等(地域づくり協会・マネジメント会社) 4. 建設コンサルタント業    5. 建設業    6. 測量業    7. 地質業 8. その他 ( )			
書類の送付先		自宅    又は    勤務先			
連絡用メールアドレス		@			

(様式 a 両面：裏面 ※両面印刷)

登録の欠格事項に該当しないことの申立

年 月 日

一般財団法人  
河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

申請者の住所・氏名  
〒 ー

印

私は下記の欠格事項に該当しないことを申し立てます。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

~~~~~  
 「資格登録更新手数料」 振替払込請求書兼受領証等の貼り付け欄  
 「CPD単位審査料」

CPD概要

※資格登録更新手数料、CPD単位審査料の払い込みは、ゆうちょ銀行にて行い、  
 「振替払込受領証」またはATMの「ご利用明細票」を貼り付けてください。  
 (いずれもコピー可)

横向きに貼ってください。

※CPD単位数の証明方法に、個人申告(様式c, d, e)による場合、またはCPD協議会の構成団体による証明書と個人申告を併用する場合は、CPD単位審査料6,480円(消費税込み)が必要となります。

資格登録更新手数料5,400円(消費税込み)と合わせて11,880円(消費税込み)を振り込んでください。(両資格を更新する場合は、更新手数料は10,800円)

※両資格を更新する場合は、更新手数料が10,800円になります。  
 お支払い金額は、「登録の手引き」P.14-15でご確認ください。

CPD単位数

単位

CPDの証明方法

1. CPD協議会の証明書のみ  
(様式b)
2. 個人申告のみ  
(様式c, d, e)
3. CPD協議会の証明書と個人申告を併用  
(様式b, c, d, e)

※いずれかに○印を付ける  
 ※CPD単位の詳細は、「CPD制度の概要」参照  
 ※提出が必要な様式は「登録の手引き」P.13を参照

※ 資格登録情報の取り扱いについて

下記事項 I 及びII については必ず回答してください。

(1. 同意する または 2. 同意しない のいずれかに○印を付けてください)

なお、1. 及び 2. のいずれにも○印の記入がない場合は、同意がなかったものとして取り扱います。

I. 登録者名簿の公表について

河川技術者教育振興機構のホームページ上で、資格種別・氏名・勤務先・登録年度・有効期限を公表することについて

1. 同意する
2. 同意しない

II. 登録者の情報提供について

国・都道府県等の河川管理者より、登録台帳に記載されている情報について、情報提供を求められた際に提供することに対し

1. 同意する
2. 同意しない

(様式 b)

## 換 算 計 算 書

(河川技術者教育振興機構認定 CPD プログラムを利用する場合)

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

取得した CPD 単位数は以下の通りです。

平成 年 月 日

申請者

〒 -

住 所

TEL - -

氏 名

印

記

- 資格登録更新申請する資格の区分：河川維持管理技術者(登録番号： )  
河川点検士 (登録番号： )  
(該当するものを○で囲み、登録番号を記入)
- 登録している CPD 団体名： \_\_\_\_\_
- 対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 総 CPD 取得単位数 (下表 CPD 単位数計算表 (5))： \_\_\_\_\_ 単位
- CPD 単位数計算表

| 内 容                                       | 証明された CPD 単位 | 備 考                   |
|-------------------------------------------|--------------|-----------------------|
| CPD 協議会の認定を受けた単位数(ア)                      |              | CPD 協議会構成団体の証明書添付 (1) |
| 上記の内、河川教育機構の認定 (または河川教育機構主催) プログラム単位数 (イ) |              | 受講証明書及び記録シートの添付 (2)   |
| 小 計                                       |              | (3) = (1) + (2)       |
| 河川教育機構単独認定プログラム単位数 (CPD 協議会の認定のないもの) (ウ)  |              | 受講証明書添付 (4)           |
| 総 計                                       |              | (5) = (3) + (4)       |

※ 上記の(ア) (イ) (ウ) は、「Ⅲ 登録の手引き」 P.13 を参照

- 注) ・登録している CPD 団体名： CPD 協議会構成団体名を記載 (例：土木学会等)
- ・対象期間：登録日～更新申請日を記載 (CPD 単位取得対象期間) (但し書きを 6/18 削除)
  - ・(ア)：複数の単位取得がある場合は合計数を記載し、別途内訳表を添付 (証明書で把握できる場合は不要)
  - ・(イ)：認定を受けた単位数 (プログラム) と機構認定プログラムが分かる資料を添付 「土木学会の場合、記録シートにラインマーカーか赤アンダーラインで印 (しるし)」
  - ・(ウ)の場合は、受講証明書「別途発行される証明書 (認定されたプログラム名) に本人の受講を確認できるもの」を添付してください。

(様式 c)

## CPD 単 位 取 得 報 告 書

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

取得した CPD 単位数は以下の通りです。

平成 年 月 日

申請者

〒 —

住 所

T E L

— —

氏 名

⑩

記

1. 資格登録更新申請する資格の区分：河川維持管理技術者(登録番号： )  
河川点検士 (登録番号： )  
(該当するものを○で囲み、登録番号を記入)
2. 対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 総 CPD 取得単位数： \_\_\_\_\_ 単位 (下記 (エ) を記入)

(ア) 土木学会 CPD 制度に準拠した取得単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添 継続学習経歴書による)

(イ) 放送大学の関連科目の取得単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添 単位習得証明書による)

(ウ) 河川維持管理に関わる勤務実績による単位 \_\_\_\_\_ 単位 (別添 業務経歴書による)

(エ) 上記 3 つの区分による単位の合計 \_\_\_\_\_ 単位

(様式 d)

## 継 続 学 習 経 歴 書

| 申請者氏名           |    |    | 対象期間           |           | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 |              |                |                |                |
|-----------------|----|----|----------------|-----------|-------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 教育形態            |    |    | 教育<br>形態<br>番号 | 実施月日／実施内容 | 主催者               | 実時間数<br>時間・分 | 時間<br>重み<br>係数 | 継続<br>学習<br>単位 | 添付<br>資料<br>番号 |
| 番号              | 分類 | 件名 |                |           |                   |              |                |                |                |
| 1               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 2               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 3               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 4               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 5               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 6               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 7               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 8               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 9               |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 10              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 11              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 12              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 13              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 14              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 15              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 16              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 17              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 18              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 19              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| 20              |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |
| <b>継続学習単位合計</b> |    |    |                |           |                   |              |                |                |                |

1. 分類及び教育形態番号は、【別紙】（CPD 制度の概要 P.18）を参照して記入すること。
2. 実施内容を証明する資料（講演会プログラム等）や参加したことを証明する資料を添付すること。  
参加したプログラムが認定 CPD プログラムであれば、主催者の発行した参加証明書の添付でよい。
3. 各プログラムの時間重み係数、継続学習単位は土木学会 CPD 制度に準拠する。
4. 継続学習単位合計は、小数点以下切り捨てとする。



(様式 e)

## 業務経歴書

| 申請者氏名                                                                                                                                                                                                        |      |    |    |                     | 証明機関                                                                                       | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 番号                                                                                                                                                                                                           | 従事期間 |    | 月数 | 実務実績<br>単位月数<br>× 4 | 勤務先<br>所属(部課名)<br>役職                                                                       | 業務の内容<br>(契約業務名等、コリンズ・テクリス登録番号) |
|                                                                                                                                                                                                              | 開始   | 完了 |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 1                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 2                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 3                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 4                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 5                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 6                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 7                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 8                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 9                                                                                                                                                                                                            |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 10                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 11                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 12                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 13                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 14                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 15                                                                                                                                                                                                           |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| <b>業務実績単位合計</b>                                                                                                                                                                                              |      |    |    |                     | *1ヶ月当たり4単位とし <b>年30単位</b> とする (ex <b>1年</b> (12ヶ月) の業務の場合、 <b>12×4=48 ⇒ 30単位/年まで取得可能</b> ) |                                 |
| <p>1. 原則として、件名毎に記載すること。年度あるいは年で区切る。</p> <p>2. 期間が重複する場合は、その期間の主な業務を記入し、重複しないようにすること。</p> <p>3. コリンズ・テクリス登録業務は、件名と登録番号を記載すること。「登録業務以外の場合は、契約書等で従事期間、本人従事が確認できるものを添付する」</p> <p>4. 業務実績単位合計は、小数点以下を切り捨てとする。</p> |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| [業務経歴証明]                                                                                                                                                                                                     |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 上記の業務経歴に相違ないことを証明します。                                                                                                                                                                                        |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 平成 年 月 日                                                                                                                                                                                                     |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 組 織 名                                                                                                                                                                                                        |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 証明者役職                                                                                                                                                                                                        |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
| 証明者氏名                                                                                                                                                                                                        |      |    |    |                     |                                                                                            |                                 |
|                                                                                                                                                                                                              |      |    |    |                     |                                                                                            | 職印                              |

(様式 f)

平成 年 月 日

## CPDプログラム認定依頼書

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 代表理事 殿

申請責任者

所属機関・団体名

〒

住 所

氏 名

④

下記のプログラムについて、河川技術者教育振興機構 CPD プログラムへの認定を依頼します。

記

1. プログラム名
2. 主催者名
3. プログラムの目標（200文字以内）
4. プログラムの内容（講師と演題）

5. プログラムのレベル : 初級 ・ 中級 ・ 上級  
(該当するものを○で囲む。複数選択可)

6. プログラムの形態 : 講習会・研修会・セミナー・講演会・報告会・研究会・フォーラム・  
シンポジウム・フォーラム・ワークショップ・その他 ( )  
(該当するものを1つだけ○で囲む。その他の場合はカッコ内に形態を必ず記入)

7. 開催期間 : 開始日 \_\_\_\_\_ 終了日 \_\_\_\_\_ 開催時間 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 分  
(開始日・終了日は yyyy/mm/dd で記入、開催時間は10分単位で記入)

8. 開催場所 : 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_  
会場名 \_\_\_\_\_

9. 定員 : \_\_\_\_\_ 名

10. 参加費 : 有料 ( \_\_\_\_\_ 円) ・ 無料  
(該当するものを○で囲み、有料の場合は金額を記入)

11. 認定番号とCPD単位  
(建設系 CPD 協議会あるいは測量系 CPD 協議会の構成団体から  
CPD プログラムの認定を受けている場合は記述)

認定番号 : \_\_\_\_\_ CPD 単位 : \_\_\_\_\_ 単位

12. 申請担当者(連絡先)

氏名 : \_\_\_\_\_ 所属 : \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

※ 主催者の所属及び電話番号は、河川教育機構の認定プログラム情報として、ホームページに掲載します。

注) 上記 11 は認定を受けている場合に記入し、1~10, 12 の項目は必ず記入すること。

【別紙】

教育形態とCPD単位（土木学会CPD認定単位に準拠）

赤字は教育振興機構独自の認定単位

| 教育形態                         | 番号 | 内容                                        | CPD単位                                                             | 上限値       | 備考                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|----|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I<br>講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加 | 1  | 講習会・研修会への参加<br>eラーニングの履修(土木学会認定)          | 1.0×H                                                             | eラーニングは10 | 土木学会や建設系CPDに参加している学協会が認定しているCPDプログラム<br>なお、上記プログラムを機構認定プログラムにした場合は、左記単位×5倍とする(ただし、別途換算計算書(様式b)は、合計値の内訳として土木学会認定(左記単位) 機構認定(左記単位×4)とし合計値で5倍とする)。また、土木学会認定プログラム以外で主催者申請(様式f)より機構認定を受けたプログラム受講の場合は、左記単位(土木学会に準拠)×4倍とする(様式d、e)；いずれも機構の資格更新申請時のみ活用可能         |
|                              | 2  | 講演会、シンポジウムへの参加                            | 1.0×H                                                             |           | 同上                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                              | 3  | 口頭発表(法人格を持つ学協会等での発表、講演)                   | ポスターセッション発表は一律4<br>0.4×M                                          |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| II<br>論文等の発表                 | 4  | 口頭発表(前記以外での発表、講演)                         | ポスターセッション発表は一律2<br>0.2×M                                          |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                              | 5  | 論文発表(学術雑誌への査読付き論文発表)                      | 1論文につき共同執筆者合計で40<br>(貢献度に応じて配分)                                   |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                              | 6  | 論文発表(一般論文、総説等)                            | 1論文につき共同執筆者合計で10<br>(貢献度に応じて配分)                                   |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| III<br>企業内研修および現地見学          | 7  | 技術図書執筆                                    | 3.0×H (1件あたり最大30)                                                 |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                              | 8  | 組織内研修プログラムの受講                             | 0.5×H                                                             | 30        | 土木学会等は、実務性(個別工事の工程、検討会等)の高いもの、研修内容が企業独自に偏っているものは認められないが、機構CPDについては以下の内容のものは認定する。<br>企業独自の維持管理に関する研修 現地見学の受講者は(0.5×H)×4とす(別途様式d、e)及びプログラム、受講が証明できるものを添付)。ただし、機構認定者講師が講師を務める場合に限る(地方ログ毎の認定講師リストは機構HPにて公開)。なお、プログラムは事前に主催者より申請し機構認定を得ることが望ましい。上限値は30単位とする。 |
|                              | 9  | JABEE審査員(オブザーバー含む)を務める                    | 新規審査・継続審査担当：50<br>中間審査(実地審査)担当：35<br>中間審査(書類審査)担当：20              |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| IV<br>技術指導                   | 10 | 大学、学術団体等からの依頼で講師を務める                      | 1講義あたり準備含め10                                                      | 20        | 河川維持管理技術者講習会の講師を務めた場合は、1講義あたり準備も含め10単位。上限値20単位とする。                                                                                                                                                                                                      |
|                              | 11 | 社内研修会等の講師を務める                             | 1講義あたり準備含め5                                                       | 15        | 機構認定講師が、企業独自の河川に関する維持管理に関する研修講師を務めた場合は1講義あたり準備含め5。但し事前に機構の認定を得た社内研修に限る。(様式d、e)に記載する。上限値15単位                                                                                                                                                             |
|                              | 12 | 河川維持管理に関わる技術指導を行う                         | 1指導あたり準備含め5                                                       | 15        | 河川維持管理資格者が、河川維持管理に関する社内、現地等で技術指導を実施したもの。1指導あたり5単位とし別途(様式d、e)及び技術指導内容(CPDプログラム(日時、場所、対象者、内容等))を添付する。尚、事前に主催者よりCPDプログラム認定依頼書(様式f)を申請し機構の認定(審査)を受けたものに限る。上限値15単位                                                                                           |
| V<br>業務経験                    | 13 | 表彰を受けた業務(責任者)                             | 20                                                                | 20        | 表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する業務はこれに準拠                                                                                                                                                                                                           |
|                              | 14 | 表彰を受けた業務(担当者)                             | 10                                                                | 10        | 同上                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                              | 15 | 特許取得(発明者に限る)                              | 基本特許については関係者合計で40<br>(貢献度に応じて配分)<br>周辺特許については合計で10<br>(貢献度に応じて配分) |           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| VI<br>その他                    | 16 | 表彰を受けた工事・測量(責任者)                          | 20                                                                | 20        | 表彰を証明するものが必要(組織・企業内は認めない)。河川維持管理に関連する工事・測量とする。                                                                                                                                                                                                          |
|                              | 17 | 表彰を受けた工事・測量(担当者)                          | 10                                                                | 10        | 同上                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                              | 18 | 河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者以外の場合)                | 業務従事期間月数(複数の業務が重複している場合は重複分は除く)1ヵ月あたり×4                           | 30        | 別途(様式e、e)及び業務経歴書(業務契約書(工期等)、体制表(本人が従事していることが証明できるもの)等)を添付する。上限値30単位                                                                                                                                                                                     |
|                              | 19 | 河川維持管理に関わる勤務実績(河川管理者の場合)                  | 業務従事期間月数1ヵ月あたり×4                                                  | 30        | 別途(様式e)に勤務先、所属(部署名)、役職記載、様式cと合わせて申請。上限値30単位                                                                                                                                                                                                             |
|                              | 20 | 委員会、研究会への出席(議長や委員長、幹事長の場合)                | 2.0×H                                                             |           | 公的機関・学協会が主催する各種委員会、研修会が該当する。                                                                                                                                                                                                                            |
|                              | 21 | 委員会、研究会への出席(委員、幹事の場合)                     | 1.0×H                                                             |           | 同上                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                              | 22 | 大学・研究機関(企業を含む)における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等 | 20                                                                | 20        |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                              | 23 | 自己学習                                      | 0.5×H                                                             | 30        | 各種資格取得のための受験勉強はこの項目で登録する。土木学会等認定以外で河川技術者資格取得のために学習した場合は、土木学会に準拠した単位(0.5×H)を認める。                                                                                                                                                                         |

※ 更新CPD単位取得は、CPD協議会構成団体の証明書を基本とする。(上表に土木学会単位を示す)

※ 緑色：機構単独で配慮する教育形態項目(黒字は配慮しない。CPD協議会証明書とする)

※ 赤色：個人申告等する場合の機構独自の認定単位(土木学会認定されない場合にも適応可能)⇒CPD単位数は河川技術者資格登録更新時のみ使用可能

CPD 制度については、【河川技術者資格の CPD 早わかり】も参考にしてください  
河川教育機構のホームページ「認定 CPD プログラム」に掲載しています

**【お問い合わせ先】**

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2 丁目 6 番地 5

一般財団法人 河川技術者教育振興機構

E-mail : [query@ree.or.jp](mailto:query@ree.or.jp)

本資料は予告なく修正されることがあります。  
最新の情報はホームページをご確認ください。

一般財団法人 河川技術者教育振興機構 ホームページ  
<http://www.ree.or.jp>

2018.6.18 作成版